

令和3年 第1回国東市議会定例会 追加提出議案

議案 第37号	国東市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 1
議案 第38号	国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	P 4

議案2件

計 2件

議案第 37 号

国東市職員の給与に関する条例等の一部改正について

国東市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 国東市職員の給与に関する条例(平成 18 年国東市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。ただし、当該職員が国東市の区域外に居住している者である場合(国東市消防職員で姫島村に居住している場合その他規則で定める場合を除く。)は、支給しない。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額 2 万 3,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 2,000 円を控除した額

(2) 月額 2 万 3,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 3,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 6,000 円を超えるときは、1 万 6,000 円)を 1 万 1,000 円に加算した額

(国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 18 年国東市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(住居手当)

第5条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている技能労務職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている技能労務職員その他任命権者が定める技能労務職員を除く。)に支給する。

(国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年国東市条例第223号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(住居手当)

第7条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている職員(管理者が指定する職員を除く。)に支給する。

(国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年国東市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(住居手当)

第9条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員(別に指定する者を除く。)に支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正前の国東市職員の給与に関する条例第16条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「3,000円」とあるのは令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は「2,900円」とし、「4,500円」とあるのは令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は「4,400円」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間は「4,300円」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は「4,200円」と、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は「4,100円」と、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は「4,000円」と、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は「3,900円」とする。
- 3 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第2条の規定による改正前の国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第2号の規定

は、なおその効力を有する。

- 4 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第3条の規定による改正前の国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条第2号の規定は、なおその効力を有する。
- 5 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第4条の規定による改正前の国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条第2号の規定は、なおその効力を有する。

提案理由 国、県及び他団体の状況を踏まえ、持ち家に対する住居手当を廃止するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 38 号

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

国東市一般職員の給与の特例に関する条例(平成 28 年国東市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本市の財政状況等を考慮し、職員給料を減額するため本条例の一部を改正する必要があるので提出する。